

下水道使用料が改定されます

。。。4月使用分から適用。。。

日高町の下水道使用料は、平成12年門別地区、平成13・14年日高地区においてそれぞれ改定され、平成18年の2町合併により統一され現在に至っております。この間、経費の削減に努めるなど料金改定を行わずに運営してきましたが、施設の整備・事業の推進に伴い増加した維持管理費や企業債（借入金）の元利償還金など下水道会計の経営が大変厳しい状況となっております。

つきましては、下水道事業の更なる安定的経営を目指し、経費の削減や経営改善に努めてまいります。使用者の皆様にその一部の負担をお願いすることとなりましたので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

なお、新料金は、「平成21年5月分（4月使用分）」として請求されるものから適用となります。

改定後の使用料

(一般の汚水)	現 行	改訂後	増加額
基本料金（8m ³ まで）	1,207円	1,448円	241円
超過料金（1m ³ につき）	178円	213円	35円

(公衆浴場の汚水)	現 行	改訂後	増加額
基本料金（100m ³ まで）	3,150円	3,780円	630円
超過料金（1m ³ につき）	31円	37円	6円

(使用料金例)

8m ³ （基本料金）まで		20m ³ 使用の場合	
基本料金	1,448円	基本料金	1,448円 8m ³ まで
超過料金	0円	超過料金	2,556円 超過分12m ³ ×213円
合 計	1,440円	合 計	4,000円

※ 料金合計の10円未満の端数は切り捨てる。

[お問い合わせ先]

門別地区	水・くらしサービスセンター	電 話 01456-2-1334 01456-2-3551
日高地区	総合支所 施設農林課	電 話 01457-6-2024